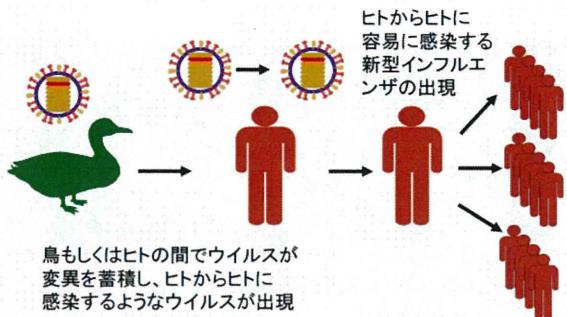
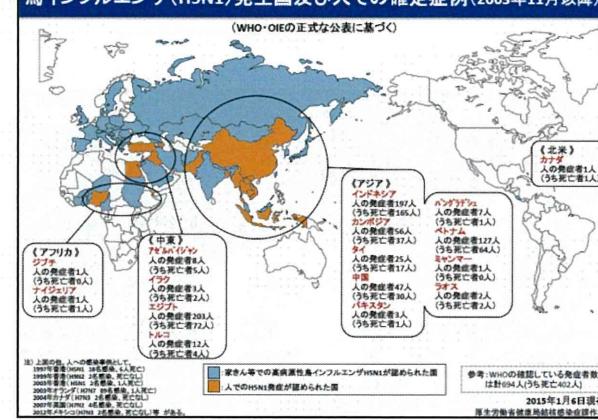


新型インフルエンザ出現のメカニズム(2)



鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

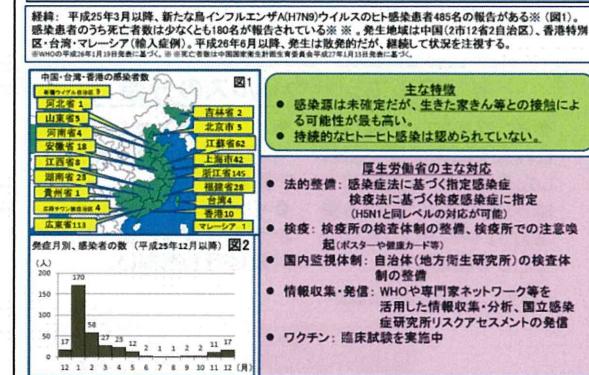


WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

	(2015年1月6日現在)																													
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	合計																
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	8	5														
ハンガリーハンガリー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	1														
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	0	1	1	8	8	33														
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	37													
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	1	2	1	2	2	0	0	47	30					
ジブラ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1				
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	39	15	11	5	4	3	14	7	16	2	203	72		
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	12	10	9	3	3	2	2	0	0	0	197	155		
イラク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
アイルランド	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
ノルウェイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
タイ	0	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17	
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	7	2	0	0	4	2	2	1	2	2	0	0	0	0	127	64	
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	24	62	34	32	20	39	25	29	15	16	2	694	402		

注: 確定症例数は死亡例を含む。
WHOは検査で確定された症例のみを報告する。

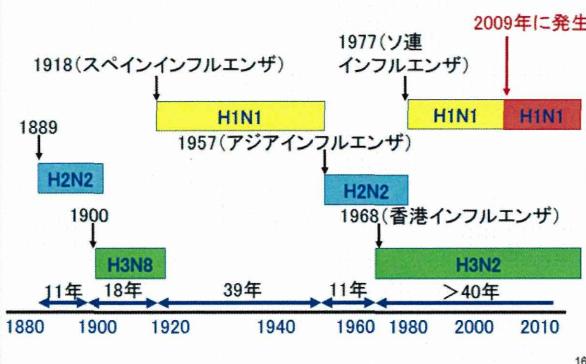
鳥インフルエンザA(H7N9)のヒトへの感染の対応について



2009年新型インフルエンザの教訓
特措法成立の背景

俗称	スペイン風邪	アジア風邪	香港風邪
発生年	1918	1957	1968
推定死者	5,000万人	100万人	100万人
病原体	H1N1	H2N2	H3N2

新型インフルエンザの歴史



日本の新型インフルエンザ対策の歴史

1997年	新型インフルエンザ対策に関する検討会報告書
2004年	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議設置 新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書
2005年	新型インフルエンザ対策行動計画作成 厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議設置
2006年	「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ3」 行動計画改訂
2007年	「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ4以降」 行動計画改訂
2008年	厚労省に新型インフルエンザ対策推進室設置 感染症法改正(「新型インフルエンザ」の追加)
2009年	行動計画改訂 新型インフルエンザ対策ガイドライン策定

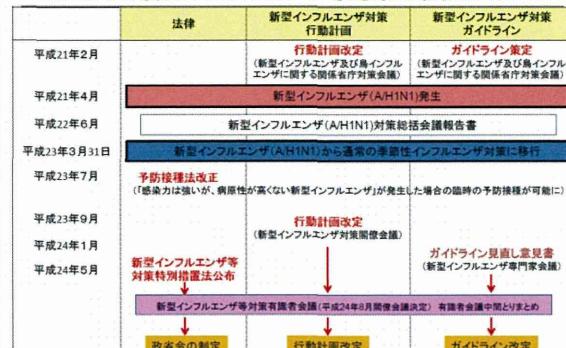
17

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書 平成22年6月10日

- 新型インフルエンザ発生時の行動計画、ガイドラインは用意されていたが病原性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に置いていたものであったこと
- 行動計画・ガイドラインは、突然大規模な集団発生が起こる状況に対する具体的な提示が乏しかったこと
- 平成21年2月のガイドラインの改訂から間もない時期に発生したことから、検疫の実施体制など、ガイドラインに基づく対策実施方法について、国及び地方自治体において、事前の準備や調整が十分でなかったこと
- パンデミックワクチンの供給については、国内生産体制の強化を始めたばかりであり、一度に大量のワクチンを供給できなかったこと
- 病原性がそれ程高くなかった新型インフルエンザに対応して臨時にワクチン接種を行う法的枠組みが整備されていなかったこと

18

これまでの新型インフルエンザ等対策の取組について



19

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ (H5N1) のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。
- 平成21年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) の経験を踏まえ、
 - 平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - 新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化などの法的整備の必要性
 - 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、感染症法、検疫法、予防接種法等を補う (特措法のみで対策を行うわけではない)

新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定

20

何のためにあるの?

新型インフルエンザ等対策特別措置法

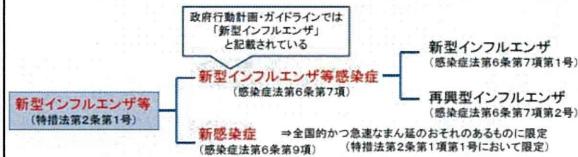
新型インフルエンザ“等”とは

マメに
みんなで予防!
インフルエンザ
アスクちゃん マダラくん
インフルエンザ予防キャラクター

「新型インフルエンザ等対策」とは

- 日本の「新型インフルエンザ対策」は、感染症の危機管理法として、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が施行されたことを受け、「新型インフルエンザ等対策」となった。

- 法律用語である「新型インフルエンザ等」、「新型インフルエンザ等感染症」、「新型インフルエンザ」の違いを理解する。



23

新感染症とは

マメに
みんなで予防!
インフルエンザ
アスクちゃん マダラくん
インフルエンザ予防キャラクター

新感染症とは(感染症法第6条第9項)

- 「人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」

- 感染性疾病と考えられるが原因（病原体）が不明である「未知」の感染症について、（原因が究明されるのを待たずに）迅速に対応をとるべきと考えられるものに対し迅速に措置をとるためのカテゴリー。
- 通常感染症法は患者から病原体が検出された人に対して措置をとることが前提だが、病原体が不明なので症状等で対象者を特徴付けて「所見がある者」に措置をとるもの。
- 一類感染症（エボラ出血熱等）と同様の措置を想定。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、さらに、
「全国のかつ急速なまん延のおそれのあるものに限定」
(特措法第2条第1項第1号において限定)

25

新感染症の例

■ SARS（重症急性呼吸器症候群）

- 中国南部の広東省を起源とした重症な非定型性肺炎が世界的な規模で集団発生。その後原因が新型のコロナウイルス（SARS-CoV）によるものと判明。2002年11月16日の中国の症例に始まり、台湾の症例を最後に、2003年7月5日にWHOによって終息宣言が出されたが、32の地域と国にわたり8,000人を超える症例が報告された。
- 2003年3月にWHOは、全世界に向けて異型肺炎の流行に関する注意喚起（Global Alert）を発し、本格的調査を開始。原因不明の重症呼吸器疾患としてSevere acute respiratory syndrome (SARS)と名づけ、「世界規模の健康上の脅威」と位置づけ、異例の旅行勧告も発表。

■ 2003年4月、感染症法の「新感染症」に指定

- 病原体判明後6月に「指定感染症」に指定
- 11月に感染症法改正により「一類感染症」に位置付け（現在は「二類感染症」）



図：SARSコロナウイルスの電子顕微鏡像
(国立感染症研究所SARS診断グループ提供)
<http://www.nih.go.jp/nid/pa/kansenrenhanash/414-sars-intra.html>

インフルエンザと感染症法

マメに
みんなで予防!
インフルエンザ
アスクちゃん マダラくん
インフルエンザ予防キャラクター

感染症法の対象となる感染症		2015年1月21日現在
感染症型	名等	
一類感染症	特定島インフルエンザ：新型インフルエンザ等 感染症の病原体に変異するおそれが高いもの	ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	中東呼吸器症候群（病原体がMERS-CoVであるものに限る。）、結核、 人間帯状皰疹（病原体がMEVであるものに限る。）、瘧疾、 登録新規感染症（病原体が登録新規感染症であるものに限る。）、麻疹、 猩紅熱、日本脳炎、ハラウイルス肺炎、日本性リキッド病、日本性 水痘、流行性下痢、流行性出血熱、流行性乙型肝炎、流行性風疹、 流行性アデノウイルス感染症、流行性アブソウイタリ、流行性腮腺炎、 流行性下痢病（おたふくかぜ）、腸膜炎	SARSコロナウイルスであるものに限る。）、結核、 人間帯状皰疹（病原体がMEVであるものに限る。）、瘧疾、 登録新規感染症（病原体が登録新規感染症であるものに限る。）、麻疹、 猩紅熱、日本脳炎、ハラウイルス肺炎、日本性リキッド病、日本性 水痘、流行性下痢、流行性出血熱、流行性乙型肝炎、流行性風疹、 流行性アデノウイルス感染症、流行性アブソウイタリ、流行性腮腺炎、 流行性下痢病（おたふくかぜ）、腸膜炎
三類感染症	【法】 諸管出せば大蔵監査令、コレラ、細菌性赤痢、菌チフス、パラチフス	
四類感染症	【法】 ①野村病院 A型肝炎、黄疸、Q熱、狂犬病、鳥インフルエンザ、特定島インフルエンザを除く。）、ポツリヌス症、 エボラ出血熱、ラッサ熱等	①野村病院 A型肝炎、黄疸、Q熱、狂犬病、鳥インフルエンザ、特定島インフルエンザを除く。）、ポツリヌス症、 エボラ出血熱、ラッサ熱等
五類感染症	【法】 ②インフルエンザ、鳥インフルエンザ等病原体を除く。）、マイクスピロヘモバクテリス病、ウツリウツリ病、ヒンジン病、メシトリシ ン耐性黄色毛髪菌等。	②インフルエンザ、鳥インフルエンザ等病原体を除く。）、マイクスピロヘモバクテリス病、ウツリウツリ病、ヒンジン病、メシトリシ ン耐性黄色毛髪菌等。
指定感染症	【法令】（現在は該当なし）※改めて指定。1年で失効するが、1回に限り延長可。 新感染症（現在は該当なし）	
新規インフルエンザ等感染症	【法】 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	

感染症に対する主な措置等				
措置内容	施設から保健所への届出 病原体を媒介するねずみ、昆蟲等の駆除、汚染された場所の消毒、警告・実施	就業制限 健康診査受診の勧告、警告	入院の勧告・措置 建物の立入り制限・封鎖、交通の制限	検疫法に基づく隔離等
一類感染症	エボラ出血熱、ベスト、ラッサ熱 等			
二類感染症	特定島インフルエンザ：新型インフルエンザ等 感染症の病原体に変異するおそれが高いもの (H5N1,H7N9) 等			
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、菌チフス 等			
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症		
五類感染症	インフルエンザ、性器 アフタ感染症、細菌 等	季節性 インフルエンザ		

注：新たにかかる人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ等である「新型インフルエンザ等感染症」については、上記全ての措置を講じることができる。

感染症法の対象となる感染症の概観とその措置			
分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性
一類感染症	・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 ・文書調査等が可能	・ヒトからヒトに伝染する その感染力と傳播した場合 その危険性から急性性を判	
二類感染症	・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置		
三類感染症	・対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置	国内での発生・拡大が想 定され、又は既に発生・拡大 した場合は急性性が大き い場合のみの対応	
四類感染症	・動物への措置を含む消毒等の措置	・動物等を介してヒトに感 染する可能性がある場合	
五類感染症	・国民や医療関係者への情報提供	・その他の国民の健康に影響 する場合	
新型インフルエンザ等感染症	・対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・対物：消毒等の措置 ・致命により一類感染症相当の措置も可能 ・感染したこれらのある者はに対する健康状態報告要請、外 出自要請 等	新たに人から人に伝染す る能力を有することによる インフルエンザ ・かつて世界的規模で流行 したインフルエンザであっ て治療を行なることなく 長期健が経験しているもの	国内での発生・拡大が想 定され、又は既に発生・拡大 した場合は急性性が大き い場合のみの対応
指定感染症	・一～三類感染症に準じた対人、対物措置（1年内に限 定）	既知の感染症で、一から三 類感染症と同様の急性性	国内での発生・拡大を想 定して、既に既に発生・拡大 した場合は急性性が大き い場合のみの対応
新感 染症 当初 事件指 定後	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に 指導・助言 一類感染症に準じた対応	ヒトからヒトに伝染 する可能性のある疾患 ・危険性が極めて高い	多く未知の传染病につ いて、万が一国内で発生し たときにどのように法 的根拠を与えるため

インフルエンザと感染症法上の措置						
感染症法上の類型	対象疾病	実施できる措置				
		隔離 【検疫法】	停留 【検疫法】	入院勧 告・措置	就業 制限	医師の 届出
二類感染症	特定島インフルエンザ	×	×	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	×
四類感染症	島インフルエンザ (H5N1, H7N9を除く)	×	×	× × × ×	○ ○ ○ ○	×
五類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ等 感染症を除く）	×	×	× × × ×	× × × ×	×
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型イン フルエンザ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
指定感染症	（該当なし）	一類から三類感染症に準じた措置（延長含め最大2年間に限定）				
新感染症	（該当なし）	（症例積み重ね前）個別対応 （症例積み重ね後）一類感染症に準じた対応				

※島インフルエンザ(H7N9)は現時点(2014年3月)で二類感染症相当の対応が執られている。

「新型インフルエンザ等感染症」に対する 感染症法上の措置		
■健康状態の報告の要請・外出自粛要請		
(感染を防止するための協力)		
第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかるるとしていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。		
2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求める者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことの他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。		
3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。		
4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を豊富するために必要なサービスの提供又は物品の支給(次項において「食事の提供等」という。)に努めなければならない。		
5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。		

インフルエンザと検疫法上の措置		
類型	実施する措置	
検疫 感染症	2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘瘡、ベスト等	質問、診察、検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関
	2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察、検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能。
	2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクungニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9)、デング熱、マラリア、 中東呼吸器症候群	質問、診察、検査、隔離、停留、消毒等 (隔離・停留はできない。)
	法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)	質問、診察、検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関
新感染症	新感染症 (34条の2)	質問、診察、検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関

隔離：新型インフルエンザ等が疑われる患者を入院させること
停留：感染しているおそれのある者を医療機関・宿泊施設・船舶等に留めておくこと

何のためにあるの？

新型インフルエンザ等 対策特別措置法



特措法の意義

- 行動計画の実効性を高める
- 国家の危機管理としての対策実施
 - 新型インフルエンザ等はその他の感染症と異なり、感染力が強く、かつ、病原性が高い場合には、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとの特殊性
 - 感染症法等既存の法律の足りない部分を補うことで対策を強化し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小にする。
 - 社会的混乱への対処

35

感染症法・予防接種法の限界

■感染症法

- 感染者または汚染された施設等に着目した医療的・公衆衛生的な感染源対策を規定
- 入院措置等では感染が収まらず、疫学的関係性が特定できない状況では、更なるまん延を食い止めることは困難。

■予防接種法

- 予防接種法の予防接種は、感染症の発生及びまん延予防という公衆衛生施策であると同時に、感染症に対する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的とするもの
- 個人の從事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。

特措法による「予防接種(特定接種・住民接種)」と予防接種法による予防接種は目的が異なる。

■予防接種法:

- 感染症の発生及びまん延予防という公衆衛生施策
- 感染症に体する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的。
- 個人の從事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。

■特措法:

- 国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮
- ・ 医師及び社会機能維持に係る事業者を優先(特定接種)
- ・ 次代の社会を担う次世代を優先的に予防接種する、など(住民接種)

37

【特措法関連】新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ・新感染症)発生時には、
特措法・政府行動計画・ガイドラインに基づき対応する必要がある。



[*特措法・政府行動計画等は、対策の選択肢を示すものであり、記載された措置等がすべて実施されるわけはないことに留意]

これらの概要を理解した上で、対策を立案・実行する必要がある。

特措法

政府行動計画

ガイドライン



内閣官房 新型インフルエンザ等対策のホームページを参照
<http://www.cas.go.jp/influenza/index.html>

行動計画と基本的対処方針について

行動計画について

○新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。

○実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

○新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。

○発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。

○新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。
→ 「基本的対処方針」のイメージ(参照)

39



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第1章 総則

- 目的(第1条)
- 定義(第2条)
- 国・地方公共団体等の責務(第3条)
- 事業者及び国民の責務(第4条)

- 3項

- 基本的人権の尊重(第5条)

41

指定公共機関		
※災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮		
事業者名		
医療		
独立行政法人労働衛生技術機構	大日本製糖株式会社	武田薬品工業株式会社
独立行政法人人間環境政策機構	日本製紙株式会社	日本製鉄株式会社
独立行政法人地元医療活動促進機構	東洋瓦斯株式会社	東洋瓦斯株式会社
独立行政法人国際医療研究センター	東洋瓦斯ガス株式会社	東洋瓦斯ガス株式会社
公益社団法人日本医師会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
公益社団法人日本歯科医師会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
公益社団法人日本薬剤師会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
公益社団法人日本看護協会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
一般社団法人日本医療法人会議	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
一般社団法人日本病院会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
一般社団法人日本医療研究会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
北里第一クリニック株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
武田薬品工業株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
グリコ製薬株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
製菓製薬業界会議	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
第三共立会議会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
中村製薬株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
株式会社アムニタス	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
株式会社アーバン	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
テルス株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
富士山セラピック株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
二輪社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
一般社団法人日本オフィスワーカン産業協会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
一般社団法人日本医薬品卸商業連合会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
電気		
新興電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
東邦電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
九州電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
四国電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
山口電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
中部電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
東京電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
東北電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
北陸電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
関西電力株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
資源		
日本資源協会	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
清倉 日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
名古屋電信株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
南山電信株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
電通電信株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
ヤマト運輸株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
貨物		
佐川急便株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本通運株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本大通運株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本通運株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
日本大通運株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
港		
鹿児島港湾開発株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
成田国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社
空港		
1.0 構成 (平成26年4月1日現在)		

42

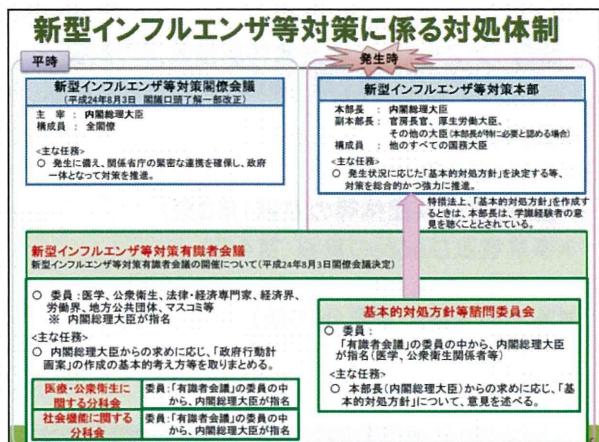
特措法に規定する責務等について		
国の責務		
○ 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症、以下同じ)が発生したときは、自ら対策を講ずるか迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公機関が実施する対策を即ち速く迅速に支援すること。○ 全ての行政機関が、全ての態勢を整備すること。		
○ 新型インフルエンザ等及びワクチン等の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。		
○ 健康機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。		
地方公共団体の責務		
○ 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対応方針に基づき、自らその区域に係る対策を即ち速く迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。		
指定(地方)公機関の責務		
○ 指定公機関及び指定地方公機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。		
事業者及び国民の責務		
○ 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。		
○ 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に際し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。		
○ 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときににおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的実施するよう努めなければならないこと。		
基本的人権の尊重		
○ 国民の自由と権利が尊重されるべきに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるとしても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならぬ。		

国、地方公共団体並びに指定公機関及び指定地方公機関は、対策を実施するに当たっては、併せて、相應の監督・監察・評議・監査等、その他の確かつ迅速な実施のため全力を傾さなければならぬ。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要		
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等		
■政府行動計画の作成及び公表等(第6条)		
■都道府県・市町村行動計画(第7、8条)		
■指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画(第9条)		
■物資及び資材の備蓄等(第10,11条)		
■訓練(第12条)、知識の普及等(第13条)		
44		

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要		
第3章 新型インフルエンザ等の発生における措置		
■新型インフルエンザ等の発生等に関する報告(第14条)		
- 厚労大臣は新型インフルエンザ等感染症/新感染症が発生したと認めた内閣総理大臣に報告。		
■政府対策本部の設置(第15条)、組織(第16条)、所掌事務(第17条)		
- (季節性インフルエンザの病状と概ね同程度以下であると認められる場合を除き)政府対策本部を設置。		
■基本的対応方針(第18条)		
- 政府行動計画等で記載するもののうちから、 具体的に実施すべき対策を選択し決定。		
45		

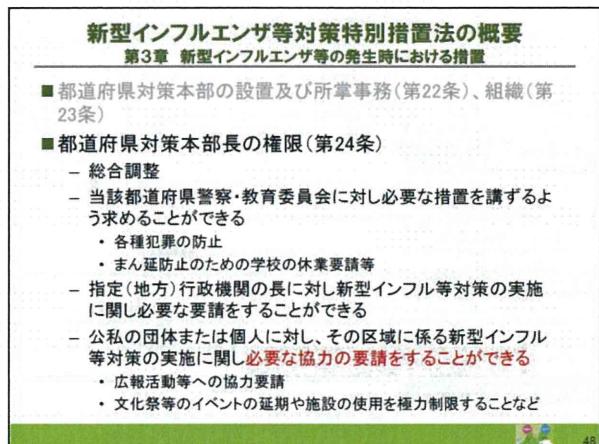
資料一7



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 指定行政機関の長の権限の委任(第19条)
 - 政府対策本部長の権限(第20条)
 - 政府対策本部長による**総合調整**(助言、要請、あるいは、勧告等により、双方の意思表示を経て調整を行う手法*)が行われることが可能
 - 政府対策本部の廃止(第21条)
 - 季節性インフルエンザの病原性の程度に比して概ね同程度以下と判断
 - (免疫の獲得等により)新型インフルエンザ等感染症として認められなくなった
 - 新感染症として認められなくなった
- * 平成7年11月10日参議院災害対策特別委員会政府答弁

47

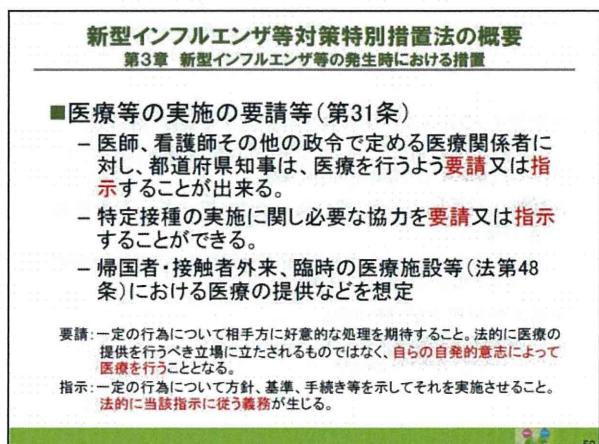


48

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 都道府県対策本部の廃止(第25条)
- 条例への委任(第26条)
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求(第27条)
 - 労務、施設、設備、物資の確保について
- 特定接種(第28条)
- 停留を行なうための施設の使用(第29条)
 - 特定検疫港等を定め、集約化を図る
 - 病院若しくは診療所又は宿泊施設を同意等を得ること無く確保
- 運行の制限の要請等(第30条)

49

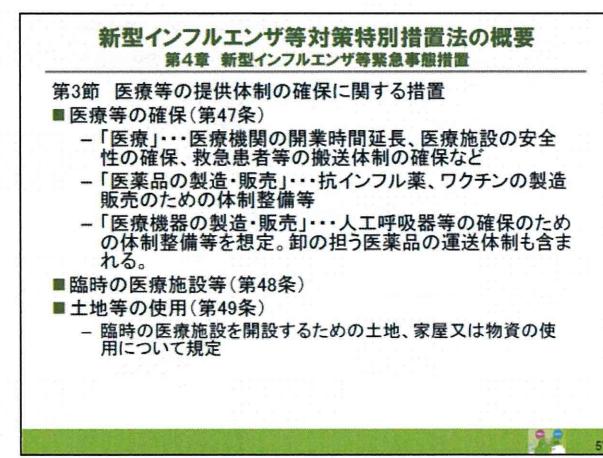
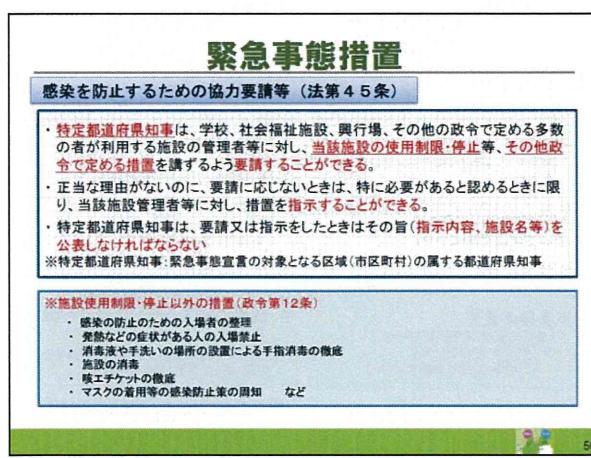
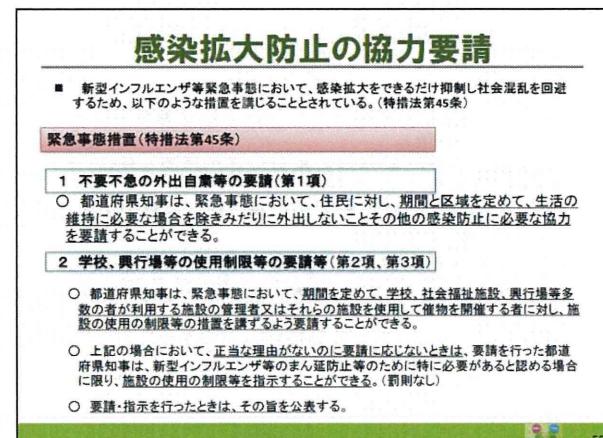
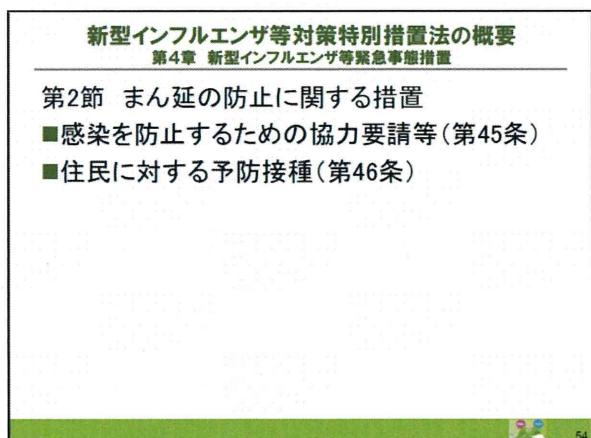
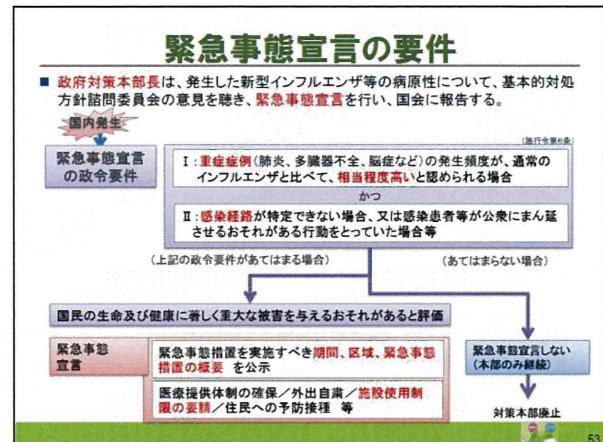
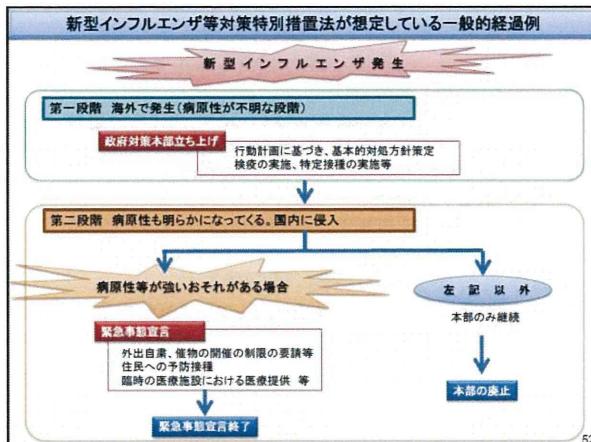


50

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

- ### 第1節 通則
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等(第32条)
 - 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示(第33条)
 - 市町村対策本部の設置及び所掌事務(第34条)、組織(第35条)、権限(第36条)、準用(第37条)、特定都道府県知事による代行(第38条)、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求(第39条)、事務の委託の手続の特例(第41条)、職員の派遣の要請(第42条)、職員の派遣義務(第43条)、職員の身分取扱い(第44条)

51



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- 物資及び資材の供給の要請(第50条)
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力(第51条)
- 電気及びガス並びに水の安定的な供給(第52条)
- 運送、通信及び郵便等の確保(第53条)
- 緊急物資の運送等(第54条)
- 物資の売渡しの要請等(第55条)
- 埋葬及び火葬の特例等(第56条)
- 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等(第57条)
- 金銭債務の支払猶予等(第58条)
- 生活関連物資等の価格の安定等(第59条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資(第60条)
- 通貨及び金融の安定(第61条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第5章 財政上の措置等

■ 損失補償等(第62条)

- 物資の収用や土地の使用を行った場合などの処分についての損失補償や医療等の実施の要請等に基づき医療を行った者に対する**実費弁償**について規定

■ 損害補償(第63条)

- 医療の実施の要請等に基づき医療を行った医療関係者に対する**損害補償**について規定

■ 医薬品の譲渡等の特例(第64条)

- 予防投与等国が保有する抗インフルエンザウイルス薬の供給時等

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 第5章 財政上の措置等

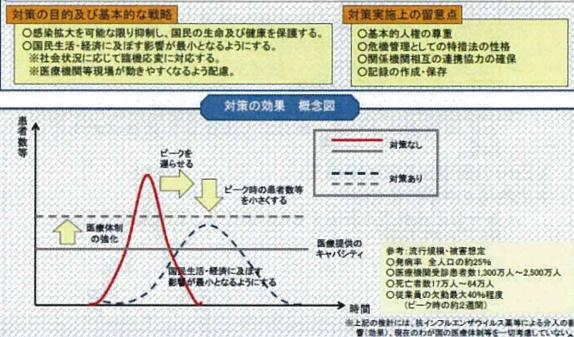
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁(第65条)
- 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁(第66条)
- 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁(第67条)
- 特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁(第68条)
- 国等の負担(第69条)
- 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置(第70条)

新型インフルエンザ等対策 政府行動計画



新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進



行動計画の変更点

(平成21年と平成23年・25年の比較)

平成23年に改定されたこと

- **施策を柔軟に選択**
病原性・感染力の程度に応じて対策が決定可能に
- **発生段階の変更**
「感染拡大期」「まん延期」「回復期」
→「国内感染期」に
- **地域の発生状況を考慮**
都道府県レベルで発生段階が決定可能に
- **名称の変更**
「発熱外来/発熱相談センター」
→「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」

平成25年に改定されたこと

- **行動計画の位置づけ変更**
行動計画
→法に基づく「政府行動計画」に
- **対象となる疾病拡大**
「新型インフルエンザ」
→「新型インフルエンザ等」
- **予防接種に新たな法的枠組み**
「特定接種」「住民接種」を設定
- **医療に関する新たな法的枠組み**
「臨時の医療施設」「医療関係者に対する要請・指示・補償」が法律事項に

新型インフルエンザ等発生に備えて医療機関に求められること

～最新ガイドラインに学ぶ新型インフルエンザ等対策～

